

令和３年度 岸和田市シティセールス推進業務委託業者選定要領

(目的)

第１条 この要領は、岸和田市シティセールス推進業務（以下「本業務」という。）の調達にかかるプロポーザルを実施するにあたり、優秀で確実に業務を遂行する受託者を厳正かつ公平に評価し選定するため必要な事項を定めることを目的とする。

(選定の方法)

第２条 本業務の調達で行うプロポーザルは、本業務の受託を希望する者（以下「受託希望者」という。）を広く募集する公募型で行うこととする。募集に際しては、本業務に対する発想、解決方法、費用額の提案を求め、これらの中から最適な提案を選定し、当該提案をした者を契約候補者として決定する。

(選定の基準)

第３条 前条の選定は、受託希望者の提案を、次の各号に掲げる基準により評価して行う。

(１) 業務実施体制及び実績報告書

受託希望者から徴した業務実施体制及び実績報告書を、別表１に掲げる観点により評価する。

(２) 提案内容

受託希望者から徴した提案書を基に、別表２に掲げる観点により評価する。

(３) 見積書

受託希望者から徴した費用額に対する見積書を、別表３に掲げる観点により評価する。

２ 前項の評価による総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者とする。総合点の最も高い

３ 選定に際して、別表４に掲げる、著しく点数の低いものは、落選とすることができる。

(評価者)

第４条 前条に掲げる項目の評価は、岸和田市シティセールス推進業務委託業者選定委員会の委員長及び委員が行う。

(その他)

第５条 この要領に定めるもののほか、本業務を受託する契約予定業者の決定に関して必要な事項は、令和３年度岸和田市シティセールス推進業務委託にかかる公募型プロポーザル実施要領に定める。

附 則

(施行期日)

１ この要領は令和３年５月２７日から施行し、本業務の完了をもってその効力を失う。

別表 1（第 3 条関係）

業務実施体制及び実績報告書の評価項目	配点
業務実施体制に対する評価	5
受託実績に対する評価	5

別表 2（第 3 条関係）

提案書の評価項目	配点
地域特性の理解度	10
企画、提案等	50
工程管理	10
その他、P R 戦略等の専門的な視点からのアイデア	10

別表 3（第 3 条関係）

見積書に対する評価	配点
見積金額の提案内容に対する妥当性や明確性	10

別表 4（第 3 条関係）

著しく点数の低いもの	満点の 60%に相当する得点に達しないもの
------------	-----------------------